

議案第19号

守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案

守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例を、次のように制定する。

令和7年2月19日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例

(守口市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 守口市立認定こども園条例（平成27年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次項において「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）として、次に掲げる施設を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="280 810 1115 957"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>守口市立にじいろ認定こども園</td><td>守口市藤田町1丁目57番19号</td></tr></tbody></table> <p>2 <u>保育所型認定こども園（法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。）として、次に掲げる施設を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="280 1056 1115 1203"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>守口市立あおぞら認定こども園</td><td>守口市寺方元町4丁目1番8号</td></tr></tbody></table> <p>(時間外保育及び一時預かり事業)</p> <p>第2条 <u>前条第1項に規定する幼保連携型認定こども園及び</u></p>	名称	位置	守口市立にじいろ認定こども園	守口市藤田町1丁目57番19号	名称	位置	守口市立あおぞら認定こども園	守口市寺方元町4丁目1番8号	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 保育所型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。）として、次に掲げる施設を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 762 2011 909"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>守口市立あおぞら認定こども園</td><td>守口市寺方元町4丁目1番8号</td></tr></tbody></table> <p>(時間外保育及び一時預かり事業)</p> <p>第2条 <u>前条</u>に規定する保育所型認定こども園（以下「認定</p>	名称	位置	守口市立あおぞら認定こども園	守口市寺方元町4丁目1番8号
名称	位置												
守口市立にじいろ認定こども園	守口市藤田町1丁目57番19号												
名称	位置												
守口市立あおぞら認定こども園	守口市寺方元町4丁目1番8号												
名称	位置												
守口市立あおぞら認定こども園	守口市寺方元町4丁目1番8号												

同条第2項に規定する保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育及び当該認定こども園に在籍する同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもに対する同法第59条第10号に規定する一時預かり事業を行う。

2 略

以下 略

こども園」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育及び当該認定こども園に在籍する同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもに対する同法第59条第10号に規定する一時預かり事業を行う。

2 略

以下 略

（守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止）

**第2条** 守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成29年守口市条例第13号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の公務に起因する災害を受けた者については、第2条の規定による廃止前の守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。